

静岡県告示第 41 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和2年1月28日から起算して15日間、伊豆漁業協同組合土肥支所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年1月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県伊豆市小下田2089	鈴木 忠文
静岡県伊豆市土肥348-1	真野 孝
静岡県伊豆市八木沢297-5	西 洋治
静岡県伊豆市八木沢268-1	鈴木 忠幸
静岡県伊豆市小土肥1613	勝呂 太一

2 加入区

土肥加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

伊豆漁業協同組合